

6/20

ソフトバンクGが修正申告

子会社株の移動 税法の課題浮かぶ

ソフトバンクグループ（SBG）が東京国税局の指摘を受け、2018年3月期の所得を約4千億円修正申告した。16年に買収した英アーム・ホールディングス株をファンドに移した際に生じた税務上の欠損金の一部について、計上時期に誤りがあった。巨額の欠損金

計上は税法に従ったものだったが、税負担の軽減につながるルール自体の課題が浮かんだ。関係者への取材で19日、明らかになった。企業会計と税務上の損益計算は異なる。SBGは18年3月期、会計上は1兆円を越す連結純利益を上げたのに対し、日本

での税務申告は赤字で法人税を納めていなかった。今回の申告漏れによる追加の税負担も発生しない見通しだ。制度上、同様の処理を繰り返して税法上の欠損金を生じさせれば、継続して税負担を軽減できる可能性がある。日本税制研究所の朝長

英樹代表理事（税理士）は「税法には、実際に損が出ていなくても組織再編や資本取引だけで税務上の損を作り出してしまう側面がある」と指摘する。「その行為に経済合理性があるのか租税回避が目的なのか、見極めることが重要だ」という。SBGは16年にアーム

一部を「ソフトバンク・ビジョン・ファンド」（SVF）に現物出資の形で移管した。

SBGは18年3月期の税務申告で、SVFへの一部移管に伴ってアーム株の取得価格と時価評価額の差額分などで2兆円超の税務上の欠損金が発生したとしていた。

東京国税局はこのうち約4千億円について18年3月期には計上でできず申告漏れに当たるとし、SBGは修正申告した。19年3月期の欠損金として処理するとみられる。

SBGは「当社と国税局の主張に相違がありました。あくまでも損金算入時期についてのずれであり、国税局の主張も一定の合理性があると判断したことから、修正申告に応じました」とコメントした。



sysmex

Lighting the way with diagnostics

シスメックス株式会社 www.sysmex.co.jp

ついで、未来の医療を切りひらく

社を約3.3兆円で買収。18年3月期にアーム株の